

福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領

令和4年4月18日付け4森第253号

第1 趣旨

この要領は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結に関し、建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令（令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）（以下「省令」という。）、建築物木材利用促進協定の運用について（令和3年10月21日3林政利第110号）（以下「運用」という。）、ふくしま県産材利用推進方針（以下「方針」という。）及びふくしま県産材利用推進計画（以下「推進計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 協定締結対象者

協定締結対象者は、事業者が建築主^(※1)である「建築物における木材の利用に関する構想」又はその他の事業者等^(※2)による「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための県による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を締結しようとする者のうち、福島県と協定締結を希望する者（以下「申入れ者」という。）とする。

なお、市町村と協定締結を希望する者は、各市町村の取扱いによるものとする。

（※1）「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

（※2）「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

第3 協定期間

協定の期間は、協定締結の日から5年を期限として申入れ者が希望する期間までとする。

第4 協定締結の申入れ等

1 申入れ者は、省令第1条第2項に規定する建築物木材利用促進協定

の締結の申入れ書（以下「申入れ書」という。）（別添様式）を作成し、協定の対象区域が各農林事務所が所管する区域を超える場合は林業振興課へ、協定の対象区域が各農林事務所が所管する区域内の場合は各農林事務所森林林業部又は富岡林業指導所（以下「各農林事務所等」という。）へ提出するものとする。

なお、申入れ書を提出する際は、省令第1条第3項に規定する次の書類を添付するものとする。

- (1) 申入れ者が個人である場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
 - (2) 申入れ者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 2 県と市町村又は複数の市町村等と協定締結を希望する者は、それぞれの団体に申入れ書を提出するものとし、その際には、他の団体へ同様の申入れを行っている旨を記載するものとする。
- 3 複数の者が共同で申入れを行う場合、代表者が申入れ書を提出することとするが、別添様式の申入れ者の欄にはすべての申入れ者の氏名及び住所を記載するものとする。

なお、1(1)及び(2)については、すべての申入れ者のものを添付するものとする。

- 4 申入れ書の提出を受けた林業振興課及び各農林事務所等は、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。

なお、形式的な不備があった場合には、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を第1号様式により通知するものとする。

また、2に該当する申入れの場合で、不受理とした場合には、他の申入れ先に対し、不受理とした旨の通知を行うとともに、各農林事務所等で申入れを受けたものにあつては、ふくしま県産材利用推進会議事務局（林業振興課）（以下「事務局」という。）に対し、同様の通知を行うものとする。

- 5 申入れ書を受理した各農林事務所等は、事務局へ進達するものとする。

第5 ふくしま県産材利用推進会議幹事会での協議

- 1 林業振興課で受理又は各農林事務所等から進達のあった申入れ書を受理した事務局は、ふくしま県産材利用推進会議幹事会（以下「幹事

- 会」という。) に対し、取扱担当部局を決定するための議案を提出する。
- 2 幹事会は議案を協議し、担当部局を決定する。
 - 3 事務局は、2により決定した担当部局へ申入れ書を進達するとともに、申入れ者に対し、第2号様式により担当部局等を通知する。

第6 協定内容の協議、調整及び協定の締結

- 1 第5の3により進達を受けた担当部局は申入れ書の内容を確認し、協定締結までの対応を決定する。
- 2 担当部局は申入れ者と協議、調整を行い、協定書（第3号様式）を提出させるものとする。

なお、第4の2に該当する申入れの場合にあつては、他の団体と調整のうえ、協定書を提出させるものとする。

- 3 協定書の提出を受けた担当部局は、法、省令、運用、方針及び推進計画との整合性等を勘案し、協定を締結することが適当であると判断した場合には、協定を締結するものとする。

なお、第4の2に該当する申入れの場合にあつては、他の団体と協定締結年月日を合わせる等の調整を行うものとする。

第7 協定締結後の対応

- 1 協定を締結した担当部局は、省令第2条、運用第3の5及び方針5に基づき、次の事項をホームページで公表するとともに、協定書の写しを添付のうえ、協定結果を事務局に報告するものとする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の対象区域
- (3) 協定の有効期間
- (4) 協定に参加する者の氏名

なお、出先機関が協定締結を行った場合には、ふくしま県産材利用推進地方連絡会議事務局（各農林事務所等）を経由して事務局へ報告するものとする。

また、第4の2に該当する申入れの場合にあつては、他の申入れ先に対し、協定締結の内容を通知するものとする。

- 2 協定締結の報告をうけた事務局は、年度毎に協定締結結果を取りまとめ、ふくしま県産材利用推進会議へ報告するとともに、ホームページで公表するものとする。

第8 実施状況報告

- 1 協定を締結した申入れ者（以下「協定締結者」という。）は、年度毎に実施状況を取りまとめ、協定を締結した担当部局に対し、翌年4月15日までに第4号様式を提出するものとする。
- 2 第4号様式の提出を受けた担当部局は、その写しを添付のうえ、事務局に報告するものとする。

なお、出先機関が締結した協定にあつては、各農林事務所等を経由して報告するものとする。
- 3 報告をうけた事務局は、報告内容を年度毎に取りまとめ、ふくしま県産材利用推進会議へ報告するものとする。

第9 協定の変更

- 1 協定締結者は、協定内容を変更する必要がある場合には、担当部局に対し、第5号様式を提出し、協議を行うものとする。
- 2 第5号様式の提出を受けた担当部局は、第6の2に準じ、協議、調整を行い、第6の3に準じ、変更協定を締結するものとする。
- 3 変更協定を締結した担当部局は、第7の1に準じ、処理を行うものとする。

なお、この場合のホームページでの公表は、第7の1の各号に定める内容のほか、協定を変更した理由を追加して公表するものとする。
- 4 変更協定締結の報告を受けた事務局は、第7の2に準じ、処理を行うものとする。
- 5 協定を締結した担当部局より協定内容の変更の協議を行う場合は、前項1～4に準じ、処理を行うものとする。

第10 協定の解除

- 1 協定締結者及び担当部局は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は、協定で定めた内容を履行しない場合には、任意様式により協定の解除を申出ることができるものとする。
- 2 申出を受けた者は、申出内容についての改善を検討し、相手方と調整を行うものとする。
- 3 調整の結果、協定どおりの実施又は履行が困難と判断した場合には、両方で協議の上、協定を解除するものとする。
- 4 協定を解除した担当部局は、第7の1に準じ、処理を行うものとする。

なお、この場合のホームページでの公表は、第7の1の各号に定める内容のほか、協定を解除した理由を追加して公表するものとする。

5 協定解除の報告を受けた事務局は、第7の2に準じ、処理を行うものとする。

第11 その他

1 この要領に定めるもののほか、第6の1の対応は各部局総室毎に別に定める。

2 この要領に定めのない事項については、ふくしま県産材利用推進会議において協議し、決定するものとする。

附 則

1 この要領は令和4年4月18日から施行する。

別記様式（省令第1条第2項関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※ 整理番号
年 月 日

福島県知事

住所
申入れ者
氏名

建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組の内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組の実施期間	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申入れ者が法人にあつては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第1号様式

第 号
年 月 日

(申入れ書提出者) 様

福島県知事

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書について（通知）

年 月 日付けで提出のあった建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書については、下記の理由により受理できません。

記

1 受理できない理由

第2号様式

第 号
年 月 日

(申入れ書提出者) 様

ふくしま県産材利用推進会議幹事会議長
(福島県農林水産部林業振興課長)

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書について (通知)

年 月 日付けで提出のあった建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書については、受理しました。

当該協定に係る今後の事務処理は下記の部局が対応しますので、担当部局と調整のうえ、福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領第6の2に規定する建築物木材利用促進協定を提出してください。

記

1 担当部局

部局(課)名: ○○部(局) ○○課

住 所:

電 話 番 号:

〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項、ふくしま県産材利用推進方針第5及び福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第6の2に基づき、〇〇〇〇（以下「甲」という。）と福島県（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

2 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

(1) 構想の内容

※〇年に〇〇を実施するなど、具体的かつ、年度毎の実績が管理できる内容とすること。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

3 甲の構想を達成するための乙による支援

4 構想の対象区域

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結の日から、 年 月 日までとする。

6 その他

(1) 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、事務取扱要領第8に基づき、乙に提出するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合には、事務取扱要領第9に基づき、速やかに協議を行うものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合には、事務取扱要領第10に基づき、協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

年 月 日

甲

乙 福島県知事 ○○○○

第4号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

所在地
協定締結者 名称
代表者氏名

〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定実施状況報告書

年 月 日付けで締結した〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定の遂行状況について、福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領第8の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告対象年度

年度実績

2 事業遂行状況

構想の達成に向けた取組の内容 (協定書記載内容)	取組の内容に対する実績 (報告対象年度の実績)	備 考

※取組の内容を達成できなかった場合には、その理由と今後の対応を備考に記入してください。

第5号様式

番 号
年 月 日

福島県知事

所在地
協定締結者 名称
代表者氏名

〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定の変更について（協議）

年 月 日付けで締結した〇〇〇〇に関する建築物木材利用促進協定について、下記のとおり変更したいので、福島県建築物木材利用促進協定の締結に関する事務取扱要領第9の規定により、協議します。

記

1 変更協議内容

変更項目	変更の理由